解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

島根県邑智郡邑南町矢上一〇五番地二

火鎮石油有限会社

清算人　的場　進

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

愛媛県新居浜市西原町二丁目四番三六号

一宮オイルサービス株式会社

代表清算人　後藤　豊

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

愛媛県新居浜市多喜浜六丁目八番三三号

一宮オイルサービス株式会社

代表清算人　後藤　豊

解散公告

当社は、平成二十六年三月三十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

愛媛県新居浜市立川町七〇七番地三

株式会社新居浜料飲マイントピア

代表清算人　後藤　豊

解散公告

当法人は、平成二十六年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

佐賀県小城市三日月町道辺二一七番地一三

特定非営利活動法人ふれあい緑

清算人　中島佐代子

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十六年四月十七日総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

札幌市中央区北一条西二丁目一番地七

札幌市土地開発公社

代表清算人　秋元　克広

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年八月八日開催の臨時総会において解散の決議を行い、同年八月三十日付で主務官庁の許可を得、許可書到達日の同年九月二日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

静岡県焼津市小川三三九二番地の九

社団法人焼津水産会

代表清算人　中山　嘉昭

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により、平成二十六年三月三十一日茨城県の認可を受けて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

茨城県稲敷市柴崎四三〇番地

学校法人東光寺学園

清算人　増田　祥男

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日千葉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

千葉県君津市久保二丁目一三番一号

君津市土地開発公社

清算人　武次　治幸

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為をもって定めた解散事由の発生により平成二十六年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

川崎市多摩区菅仙谷四丁目一番三号

医療法人財団緑と愛の会

清算人　平野　昭宏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年六月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年六月四日

山口県山口市矢原八五二番地三

医療法人おごし医院

清算人　生越　明子

配当公告

三重県伊賀市下神戸一〇一五番地

破産者　東本　馨

右の者に対する津地方裁判所伊賀支部平成二十二年（フ）第八九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二四八、一一一、一二一円

一、配当することのできる金額

金三八二、二一三円

平成二十六年六月四日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　北薗　太

配当公告

三重県伊賀市下郡五三四番地の三

破産者　木下　博文

右の者に対する津地方裁判所伊賀支部平成二十二年（フ）第九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一一六、一七三、一〇七円

一、配当することのできる金額

金一、七二二、〇二二円

平成二十六年六月四日

三重県津市羽所町三四五番地　津駅前第一ビル六階

破産管財人　北薗　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市緑区小金沢町二〇一番地、最後の住所千葉県南房総市和田町黒岩一一九〇番地一　ふる里学舎　和田浦

被相続人　亡　石川　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月四日

事務所千葉市中央区春日二―一八―一〇

春日ＢＬＤ五階　秋山慎太郎総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　秋山慎太郎

第84期決算公告　平成26年5月16日

札幌市東区北19条東21丁目2番20号

アルテック株式会社

代表取締役　吉本　宏

貸借対照表の要旨（平成26年2月28日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	811,321
	固定資産	74,417
	資産合計	885,738
負債及び純資産の部	流動負債	697,037
	固定負債	13,509
	株主資本	173,474
	資本金	67,500
	剰余金	23,324
	利益剰余金	82,649
	準備金	1,474
	その他利益剰余金	81,175
	（うち当期純利益）	(26,946)
	評価・換算差額等	1,718
	負債・純資産合計	885,738